

令和元年9月27日

関係各位

(一社)日本遊技関連事業協会
会長 庄司孝輝

遊技機取扱主任者講習・試験等の手数料の改定について

みだしのことにつきましては、消費税率が令和元年10月1日から10%（現行8%）に引上げになることに伴い、次のとおりこれまでの手数料に消費税率引上げ分を転嫁することと致します。なお、平成29年10月1日からの宅配便利用料金値上げ相当分（260円）は、手数料に転嫁していませんので実質値下げとなっております。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願いします。

記

1 手数料

改定後	現行
遊技機取扱主任者に関する規程 第4章 雑則 (手数料) 第18条 (略)	遊技機取扱主任者に関する規程 第4章 雑則 (手数料) 第18条 (略)
(1) 講習手数料 12,590 円	(1) 講習手数料 12,360 円
(2) 新規試験手数料 8,800 円	(2) 新規試験手数料 8,640 円
(3) 更新時試験手数料 7,020 円	(3) 更新時試験手数料 6,890 円
(4) 記載事項変更手数料 2,200 円	(4) 記載事項変更手数料 2,160 円
(5) 再交付手数料 2,200 円	(5) 再交付手数料 2,160 円
2 (略)	2 (略)

2 実施時期

令和2年1月1日から改定料金と致します。ただし、令和元年度講習・試験（1月16日、17日東京会場、2月12日、13日大阪会場）については現行料金（税率8%）のまま据え置きと致します。

以上